

## 住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円／1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

### 給付金の支給時期

三原市が確認書(または申請書)を受理した日から30日以内が目安です。

※書類に不備などがある場合や家計急変世帯はさらに時間を要する場合があります。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書(申請書)が届きます  
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書(申請書)が送付されます。

世帯全員が、住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期間：令和4年2月14日（月）  
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に  
申請してください。

【申請書配布先】旧市立中央図書館(円一町二丁目)、  
各支所ほか ※申請状況により配布場所を変更する場合あり

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

### 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書（申請書）が届きます。
- 中身を確認して、返信用封筒にて返信してください。



【確認事項】 ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがない

②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

### 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に返信用封筒にて返信または下記の給付金申請臨時受付窓口に直接提出してください。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安（三原市の場合）単身の場合：96.5万円以下、本人と扶養(1人)の場合146.9万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に下記の給付金申請臨時受付窓口へ直接提出または三原市役所社会福祉課に郵送してください。

#### 【必要書類】

- 申請・請求者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、ハセキート等の写し）
- 受取口座を確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカードの写し）
- 簡易な収入（所得）見込額の申立書（世帯全員の収入（所得）見込額の記入が必要となります）
- 『令和3年中の収入の見込額（源泉徴収票、確定申告書等）』または『任意の1か月の収入（給与明細等）』の状況を確認出来る書類の写し

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



！ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

### ご不明な点がある場合は下記のコールセンターへお問い合わせください

三原市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

三原市ホームページ

**0848-67-6250** 受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）



給付金申請臨時受付窓口：旧市立中央図書館（円一町二丁目）、各支所

※旧市立中央図書館については当面4月末まで開設の予定です。受付窓口は変更する場合があります。詳しくはホームページをご覧いただくか、コールセンターにお問い合わせください。